

認定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）

法人名	特定非営利活動法人 日本障害者協議会	実績判定期間	平成26(2014)年4月1日～31(2019)年3月31日
-----	--------------------	--------	--------------------------------

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の合計数が年平均100人以上であること

チェック欄
✓

【留意事項】

- 寄附者の氏名（法人にあつては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えてください。
- 寄附者の数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としてください。
- 役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者である場合、それらの方を寄附者の数に含めないでください。

実績判定期間内の各事業年度		㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖
	自		平成26年4月1日	平成27年4月1日	平成28年4月1日	平成29年4月1日	平成30年4月1日
至		平成27年3月31日	平成28年3月31日	平成29年3月31日	平成30年3月31日	平成31年3月31日	平成 年 月 日
年3,000円以上の寄附者の数が100人以上である		はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>

【寄附者名簿チェック欄】

- 寄附者の氏名（法人にあつては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えていますか。
- 寄附者の数の算出に当たって、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としていますか。
- 役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者の場合、それらの方を寄附者数から除いていますか。

上記の欄で「いいえ」に○がついた場合は、下記の欄で判定してください。

○ 実績判定期間内において、寄附金額が年3,000円以上の寄附者の数が年100人未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均100人以上かどうかを判定してください。

年3,000円以上の寄附者の数	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	合計	
		23人	179人	136人	77人	96人	人	A
実績判定期間の月数 一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。							B	60月

$$\frac{\text{実績判定期間の年3,000円以上の寄附者数}}{\text{実績判定期間の月数}} = \frac{A \quad 511人}{B \quad 60月} \times 12 = \boxed{102人} \geq 100人$$

↑
小数点以下は切り捨てます。

（注意事項）

- ・ 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前2年（初回のみ2年、更新は5年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。
例えば、3月決算法人が24年6月に申請書を提出する場合、過去2年以内に事業年度の変更を行っていなければ、実績判定期間は初めて認定を受ける法人の場合は22年4月1日から24年3月31日（更新時は5事業年度）となります。
- ・ チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認したら「チェック欄」にチェックを記載してください（第2表以下についても同様です。）。
- ・ なお、認定審査の過程において、年3,000円以上の寄附者の数の算出根拠について確認させていただく場合がありますので、寄附者の数の算出根拠を示す書類を法人の主たる事務所に確実に保管するようお願いします。

認定基準等チェック表（第2表）

法人名	特定非営利活動法人 日本障害者協議会	チェック欄																																								
2 実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が50%未満であること		✓																																								
<p>イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。）</p> <p>ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務所その他これらに準ずるものを有する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等に対する資産の譲渡等を除く。）</p> <p>（注意事項） 特定の地域とは、一の市区町村の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます。</p> <p>ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動</p> <p>ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動</p>																																										
<table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:60%;"></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">実績判定期間</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">すべての事業活動に係る金額等</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:5%; text-align: center;">①</td> <td style="width:15%; text-align: center;">(指標)</td> <td style="width:80%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">89,161,341円</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">①のうちイ～ニの活動に係る金額等</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:5%; text-align: center;">②</td> <td style="width:85%;"></td> <td style="width:10%; text-align: right;">9,917,820円</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%; text-align: center;">イ</td> <td style="width:45%;">会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等</td> <td style="width:5%; text-align: center;">㉑</td> <td style="width:35%; text-align: right;">0円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ロ</td> <td>便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等</td> <td style="text-align: center;">㉒</td> <td style="text-align: right;">0円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ハ</td> <td>特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等</td> <td style="text-align: center;">㉓</td> <td style="text-align: right;">9,917,820円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ニ</td> <td>特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等</td> <td style="text-align: center;">㉔</td> <td style="text-align: right;">0円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計 (㉑+㉒+㉓+㉔)</td> <td style="text-align: center;">㉕</td> <td style="text-align: right;">9,917,820円 ⇨㉖へ</td> </tr> </table> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">基準となる割合 (㉖÷①)</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:5%; text-align: center;">③</td> <td style="width:85%;"></td> <td style="width:10%; text-align: right;">11.12%</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>				実績判定期間	すべての事業活動に係る金額等	<table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:5%; text-align: center;">①</td> <td style="width:15%; text-align: center;">(指標)</td> <td style="width:80%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">89,161,341円</td> </tr> </table>	①	(指標)				89,161,341円	①のうちイ～ニの活動に係る金額等	<table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:5%; text-align: center;">②</td> <td style="width:85%;"></td> <td style="width:10%; text-align: right;">9,917,820円</td> </tr> </table>	②		9,917,820円	イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	㉑	0円	ロ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	㉒	0円	ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	㉓	9,917,820円	ニ	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	㉔	0円	合 計 (㉑+㉒+㉓+㉔)		㉕	9,917,820円 ⇨㉖へ	基準となる割合 (㉖÷①)	<table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:5%; text-align: center;">③</td> <td style="width:85%;"></td> <td style="width:10%; text-align: right;">11.12%</td> </tr> </table>	③		11.12%
	実績判定期間																																									
すべての事業活動に係る金額等	<table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:5%; text-align: center;">①</td> <td style="width:15%; text-align: center;">(指標)</td> <td style="width:80%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">89,161,341円</td> </tr> </table>	①	(指標)				89,161,341円																																			
①	(指標)																																									
		89,161,341円																																								
①のうちイ～ニの活動に係る金額等	<table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:5%; text-align: center;">②</td> <td style="width:85%;"></td> <td style="width:10%; text-align: right;">9,917,820円</td> </tr> </table>	②		9,917,820円																																						
②		9,917,820円																																								
イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	㉑	0円																																							
ロ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	㉒	0円																																							
ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	㉓	9,917,820円																																							
ニ	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	㉔	0円																																							
合 計 (㉑+㉒+㉓+㉔)		㉕	9,917,820円 ⇨㉖へ																																							
基準となる割合 (㉖÷①)	<table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:5%; text-align: center;">③</td> <td style="width:85%;"></td> <td style="width:10%; text-align: right;">11.12%</td> </tr> </table>	③		11.12%																																						
③		11.12%																																								

(注意事項)

③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 日本障害者協議会					チェック欄	
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の数に次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと						✓	
イ							
項目		役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)	
区分		①	②	③	④	⑤	
①	平成26年4月1日～27年3月31日	24人	0人	0%	2人	8.3%	
②	平成27年4月1日～28年3月31日	22人	0人	0%	2人	9.0%	
③	平成28年4月1日～29年3月31日	24人	0人	0%	0人	0%	
④	平成29年4月1日～30年3月31日	24人	0人	0%	0人	0%	
⑤	平成30年4月1日～31年3月31日	25人	0人	0%	0人	0%	
⑥	年月日～年月日	人	人	%	人	%	
申請時		23人	0人	0%	0人	0%	
(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。 (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。							
ロ							
各社員の表決権が平等である		①	②	③	④	⑤	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等		はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ	はい <input type="radio"/> いいえ

㉕ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 日本障害者協議会	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		24人	22人	24人	24人	25人	人	23人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	0人	0人	0人	0人	人	0人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		2人	2人	0人	0人	0人	人	0人

役員 の 内 訳											
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況							就任・退任 年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時	
藤井 克徳		理事		○	○	○	○	○		○	就任 H24. 4. 2
田中 徹二		理事		○	○						就任 H24. 4. 2 退任 H27. 6. 1
石渡 和実		理事		○	○	○	○	○		○	就任 H24. 4. 2
菌部 英夫		理事		○	○	○	○	○		○	就任 H24. 4. 2
増田 一世		理事		○	○	○	○	○		○	就任 H24. 4. 2
赤平 守		理事		○	○	○	○	○		○	就任 H24. 4. 2
石井 昌明		理事		○	○			○			就任 H25.5.25 退任 H27.7.14 就任 H30.5.25 退任 R元.6.15
市川 知律		理事				○	○				就任 H28. 6. 1 退任 H29.8.17
岩崎 晋也		理事		○	○	○	○	○			就任 H24. 4. 2 退任 R元.6.1
内田 邦子		理事			○	○	○	○		○	就任 H27. 6. 1
太田 修平		理事		○	○	○	○	○		○	就任 H24. 4. 2
金子 健		理事		○	○	○	○	○			就任 H24. 4. 2 退任 R元. 6. 1
木太 直人		理事		○	○	○	○	○		○	理事就任 H29. 6. 1 監事就任 H24. 4. 2

										監事退任 H29. 6. 1
黒澤 和生		理事				○	○		○	就任 H29. 6.1
佐藤 久夫		理事	○	○	○	○	○		○	就任 H24. 4. 2
佐野 竜平		理事							○	就任 R 元.6. 1
塩治 良子 (佐々木)		理事		○	○	○	○		○	就任 H27. 6.1
篠原 三恵子		理事		○	○	○	○		○	就任 H27. 6.1
白沢 仁		理事	○	○	○	○	○		○	就任 H24. 4. 2
杉本 豊和		理事				○	○			就任 H29. 6.1 退任 R 元. 6.1
高橋 秀治		理事	○	○						就任 H24. 4. 2 退任 H27. 6. 1
戸高 洋充		理事	○	○	○	○	○		○	就任 H24. 4. 2
中村 敏彦		理事	○	○	○	○	○		○	就任 H26. 6. 1
中村 春基		理事							○	就任 R 元.6. 1
仁平 紗綾子 (野際)		理事							○	就任 R 元.6. 1
東川 悦子		理事	○	○	○	○	○			就任 H24. 4. 2 退任 R 元. 6. 1
比留間ちづ子		理事	○	○	○	○	○			就任 H24. 4. 2 退任 R 元. 6. 1
福井 典子		理事	○	○						就任 H24. 4. 2 退任 H27. 6. 1
馬上 和久		理事			○	○	○		○	就任 H28. 6.1
俣野 公利		理事	○	○						就任 H24. 4. 2 退任 H27. 7. 14
向川 和子 (藤木)		理事							○	就任 R 元.6. 1

矢澤 健司		理事		○	○	○	○	○	○	就任 H24. 4. 2
山本 尚司		理事		○	○	○	○			就任 H24. 6.12 退任 H29. 6. 1
有村 律子		監事		○	○	○	○			就任 H24. 4. 2 退任 H29. 6. 1
春田 文夫		監事		○	○	○	○	○	○	監事就任 H29. 6.1 理事就任 H24. 4. 2 理事退任 H29. 6.1
星川 安之		監事					○	○	○	就任 H29. 6.1

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 日本障害者協議会		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト(会計王)使用 ルーズリーフ	随時	10年
仕訳日記帳	会計ソフト(会計王)使用 ルーズリーフ	随時	10年
貸金台帳	エクセル使用 ルーズリーフ	毎月	10年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 日本障害者協議会	チェック欄
-----	--------------------	-------

✓

4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること

イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと

ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと

ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること

ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・無	有・ <input type="radio"/> 無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・無	有・ <input type="radio"/> 無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・無	有・ <input type="radio"/> 無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・無	有・ <input type="radio"/> 無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・無	有・ <input type="radio"/> 無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・無	有・ <input type="radio"/> 無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・ <input type="radio"/> 無	有・無	有・ <input type="radio"/> 無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目		実績判定期間
事業費の総額	①	89,161,341 円
特定非営利活動に係る事業費の額	②	89,161,341 円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	③	100%

注・「ハ」について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を記載してください。

・損益計算書により算出した場合については、記載要領の注意事項をご確認ください。

使用した指標	単位

・算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

ニ

項 目		実績判定期間
受入寄附金総額	①	21,004,793 円
受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額	②	21,004,793 円
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	③	100%

(注意事項)

- ・「認定基準等チェック表 (第4表 次葉)」(ハ及びニ) は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・「ハ及びニ」の③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

役員等に対する報酬等の状況

第4表付表1

法人名	特定非営利活動法人 日本障害者協議会
-----	--------------------

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(注1)にある者(以下「役員等」という)に対する報酬又は給与の支給等(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等)について以下の項目を記載してください。

(注1)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。

- ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

1 役員に対する報酬又は給与の支給

氏名	職名	支給期間等	支給金額
なし			円
			円
			円
			円
			円
			円

2 役員の親族等^(注2)である職員に対する給与の支給

受給者の氏名等	役員との関係	支給期間等	支給金額
なし			円
			円
			円
			円
			円
			円

(注2)「役員の親族等」とは、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係にある者をいいます(「特殊の関係」は(注1)参照)。

3 給与を得た職員の総数及び総額

集計期間	平成26(2014)年4月1日 ~ 令和元(2019)年12月3日
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
6人	34,025,064円

(注意事項)

- ・ 「役員等に対する報酬等の状況(第4表付表1)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

役員等に対する資産の譲渡等の状況等

第4表付表2 (初葉)

法人名	特定非営利活動法人 日本障害者協議会				
<p>1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(註)にある者(以下「役員等」という)又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等)について以下の項目を記載してください。</p> <p>(注)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>					
(1) 資産の譲渡 (棚卸資産を含む。)					
取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
		イエローリストバンド20個	H26.8.29	2,000円	単価200円を半額
		イエローリボンバッジ各々3個	H27.1.8 H29.2.15	900円	単価300円を半額
		イエローリボンバッジ2個	H27.4.27	300円	単価300円を半額
		イエローリボンバッジ3個	H29.8.9	450円	単価300円を半額
		イエローリボンバッジ120個	H30.10.1 H31.1.17 H31.3.7	18,000円	単価300円を半額
				円	
(2) 資産の貸付け (金銭の貸付けを含む。)					
取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

(注意事項)

- 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

第4表付表2 (次葉)

(3) 役務の提供 (施設の利用等を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容等	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
		原稿料	平成26年8月7日ほか6回	56,122円	単価400字につき1500円
		原稿料	平成26年8月7日ほか3回	13,470円	単価400字につき1500円
		原稿料	平成27年7月20日	2694円	単価400字につき1500円
		原稿料	平成26年8月7日ほか3回	11,674円	単価400字につき1500円
		原稿料	平成26年12月19日ほか5回	29,364円	単価400字につき1500円
		原稿料	平成27年7月20日ほか1回	5,388円	単価400字につき1500円
		原稿料	平成30年6月1日ほか1回	7,094円	単価400字につき1500円
		原稿料	平成27年3月30日ほか11回	126,070円	単価400字につき1500円
		原稿料	平成27年3月16日ほか3回	15,356円	単価400字につき1500円
		原稿料	平成26年8月19日ほか4回	24,425円	単価400字につき1500円
		原稿料	平成28年12月25日ほか2回	17,870円	単価400字につき1500円
		原稿料	平成27年3月12日ほか13回	79,200円	単価400字につき1500円
		原稿料	平成26年12月19日	2,694円	単価400字につき1500円
		原稿料	平成26年8月7日ほか2回	17,241円	単価400字につき1500円
		原稿料	平成27年9月16日ほか2回	8,082円	単価400字につき1500円
		原稿料	平成28年11月13日	2,694円	単価400字につき1500円
		原稿料	令和元年10月15日	2,694円	単価400字につき1500円
		原稿料	平成26年12月19日	2,694円	単価400字につき1500円
		原稿料	平成27年3月12日ほか3回	13,290円	単価400字につき1500円
		原稿料	平成27年9月16日ほか1回	5,388円	単価400字につき1500円
		原稿料	平成26年8月7日ほか1回	11,045円	単価400字につき1500円
		原稿料	平成26年8月7日ほか16回	140,664円	単価400字につき1500円
		原稿料	令和元年6月2日、10月15日	12,482円	単価400字につき1500円

原稿料	平成26年8月19日ほか3回	13,469円	単価400字につき1500円
原稿料	平成27年9月16日ほか1回	5,388円	単価400字につき1500円
原稿料	平成27年8月21日ほか3回	30,754円	単価400字につき1500円
原稿料	平成30年8月14日	10,057円	単価400字につき1500円
原稿料	平成27年9月16日	9,967円	単価400字につき1500円
原稿料	平成27年10月24日	4,670円	単価400字につき1500円
原稿料	平成26年12月19日ほか2回	20,474円	単価400字につき1500円
原稿料	平成27年7月20日ほか2回	54,863円	単価400字につき1500円
原稿料	平成28年2月1日	9,967円	単価400字につき1500円
事務所家賃	平成26年4月1日-令和元年12月3日	2,034,000円	月額33,900円 覚書による

2 役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

(該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。)
なし

3 支出した寄附金 (実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支出した寄附金)

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
		H 28.8.31	232,000円	熊本地震による被災支援
		H 28.8.31	1,285,000円	熊本地震による被災支援
		H 28.8.31	549,000円	熊本地震による被災支援
		H 28.8.31	1,740,000円	熊本地震による被災支援
		H 28.8.31	424,240円	熊本地震による被災支援
		H 28.8.31	633,600円	熊本地震による被災支援
		H 28.10.21	43,650円	熊本地震による被災支援員派遣交通費補助
		H 28.10.21	149,249円	熊本地震による被災支援員派遣交通費補助
		H 28.12.15	18,830円	熊本地震による被災支援員派遣交通費補助
		H 29.2.8	80,342円	熊本地震による被災支援員派遣交通費補助

	H 29.3.24	1,101,450 円	熊本地震による被災支援員派遣交通費補助
	H 29.3.31	800,000 円	熊本地震による被災支援
	H 31.2.28	61,297 円	被災障害者支援活動

(注意事項)

- ・ 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人 日本障害者協議会	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		同 意 <input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人 日本障害者協議会
-----	--------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
a	b	c	d	e	f
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
a	b	c	d	e	f	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄		
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 日本障害者協議会	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等 ^(註1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等 ^(註2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります） 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		✓
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/> 無
二	暴力団の構成員等の有無	有・ <input type="radio"/> 無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ

寄附金を充当する予定の事業内容等

法 人 名	特定非営利活動法人 日本障害者協議会
-------	--------------------

事業名	具体的な事業内容	実施予定 年 月	実施予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者の 範囲及び予定 人数	寄附金充当 予定額
障害者問題の調査研究	障害者政策の評価・検討・学習を行い、意見等をまとめ公表する。	随時。 委員会は毎月	新宿区内会議室	2人	全国の障害関係者	200,000円
障害者問題の調査研究	政策会議を開催し、現状と課題を学習する	5月	新宿区内会議室	2人	会議参加者及び全国の障害関係者	300,000円
障害者政策についての提言・改革運動	障害者制度改革のための提言及び国や議員との意見交換	10月 2月	都内会議室	2人	全国の障害関係者	100,000円
障害者関係情報の収集及び提供	障害(者)をとりまく国内外の情報を収集し発信する。	毎月	事務所内	2人	障害者及び関係者、市民	300,000円
障害者問題についての社会啓発	障害者権利条約や依然として残る重要課題についての講座や書籍を通して啓発活動を行う。	随時	都内会議室、事務所内	2人	障害者及び関係者、関心のある市民	300,000円
障害者組織の育成強化と援助	権利条約実質実現に向けて、団体間で連携して活動を行う。	随時	事務所内	2人	障害者及び関係者、関心のある市民	200,000円
障害者問題についての国際交流	障害者権利条約や就労関連の国際組織、アジア太平洋地域の障害者組織などと交流を行う。	随時	都内会議室、事務所内	2人	国内外の障害関係者	200,000円

寄附金の受入及び支出に利用する銀行口座名

巢鴨信用金庫早稲田支店 普通預金	名義 トクビニホンショウガ イシャキョウギ カイ
ゆうちょ銀行 008 (通常貯金)	名義 日本障害者協議会
ゆうちょ銀行 019 (振替口座)	名義 日本障害者協議会